

平 2 9 年 6 月 佐 川 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 1 号)

招 集 年 月 日 平 成 2 9 年 6 月 2 日

招 集 の 場 所 佐 川 町 議 会 議 場

開 会 平 成 2 9 年 6 月 2 日 午 前 9 時 宣 告

開 議 平 成 2 9 年 6 月 2 日 午 前 9 時 宣 告 (第 1 日)

応 招 議 員	1 番	下 川	芳 樹	2 番	坂 本	玲 子	3 番	邑 田	昌 平
	4 番	森	正 彦	5 番	片 岡	勝 一	6 番	松 浦	隆 起
	7 番	岡 村	統 正	8 番	中 村	卓 司	9 番		
	1 0 番	永 田	耕 朗	1 1 番	西 村	清 勇	1 2 番	今 橋	寿 子
	1 3 番	徳 弘	初 男	1 4 番	藤 原	健 祐			

不 応 招 議 員 な し

出 席 議 員	1 番	下 川	芳 樹	2 番	坂 本	玲 子	3 番	邑 田	昌 平
	4 番	森	正 彦	5 番	片 岡	勝 一	6 番	松 浦	隆 起
	7 番	岡 村	統 正	8 番	中 村	卓 司	9 番		
	1 0 番	永 田	耕 朗	1 1 番	西 村	清 勇	1 2 番	今 橋	寿 子
	1 3 番	徳 弘	初 男	1 4 番	藤 原	健 祐			

欠 席 議 員 な し

地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名

町 長	堀 見 和 道	教 育 次 長	片 岡 雄 司
副 町 長	村 田 豊 昭	産 業 建 設 課 長	公 文 博 章
教 育 長	川 井 正 一	健 康 福 祉 課 長	田 村 秀 明
会 計 管 理 者	真 辺 美 紀	町 民 課 長	和 田 強
総 務 課 長	麻 田 正 志	国 土 調 査 課 長	廣 田 郁 雄
税 務 課 長	森 田 修 弘	農 業 委 員 会 事 務 局 長	吉 野 広 昭
収 納 管 理 課 長	西 森 恵 子	病 院 事 務 局 長	渡 辺 公 平
チ ャーム 佐 川 推 進 課 長	岡 崎 省 治		

本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名

議 会 事 務 局 長 河 添 博 明

町長提出議案の題目	別紙のとおり
議員提出議案の題目	なし
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 13番 徳弘 初男 1番 下川 芳樹

平成29年6月佐川町議会定例会議事日程〔第1号〕

平成29年 6月 2日 午前9時開議

- | | | |
|-------|--------|-------------------------------------|
| 日程第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | | 会期の決定 |
| 日程第3 | | 諸般の報告 |
| 日程第4 | | 行政報告 |
| 日程第5 | | 陳情について |
| 日程第6 | 報告第7号 | 平成28年度佐川町一般会計繰越明許費繰越計算書について |
| 日程第7 | 報告第8号 | 平成28年度佐川町一般会計継続費遞次繰越計算書について |
| 日程第8 | 議案第53号 | 平成29年度佐川町一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第9 | 議案第54号 | 平成29年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第10 | 議案第55号 | 平成29年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第11 | 議案第56号 | 平成29年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第12 | 議案第57号 | 佐川町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第58号 | 字の区域及び名称の変更について |
| 日程第14 | 議案第59号 | 物品購入契約について |

議長（藤原健祐君）

おはようございます。ただいまから平成 29 年 6 月佐川町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は 13 人です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりとします。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定によって、13 番、徳弘初男君、1 番、下川芳樹君を指名します。

日程第 2、会期の決定の件を議題にします。

本定例会の会期について、議会運営委員長から報告を願います。

議会運営委員長（松浦隆起君）

おはようございます。6 月定例会の会期及び運営につきまして、5 月 30 日に議会運営委員会を開催し、審議した結果を報告します。

本日 6 月 2 日を開会日とし、報告、議案の上程、説明までとします。3 日土曜日、4 日日曜日は休会とします。5 日月曜日、6 日火曜日は一般質問を行います。7 日水曜日は休会とし、議員全員協議会及び各常任委員会を開きます。8 日木曜日は、議案質疑、討論、採決等を行い閉会とします。

本定例会の会期は、6 月 2 日から 8 日までの 7 日間に決定しましたので、報告します。

なお、運営につきましては、議長に一任いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（藤原健祐君）

お諮りします。

本定例会の会期を議会運営委員長の報告のとおり、本日から 6 月 8 日までの 7 日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 8 日までの 7 日間に決定しました。

日程第 3、諸般の報告を行います。

3 月定例会後の重立ったものについて報告します。

3 月 12 日、13 日、町内各中学校から卒業式の御案内を受け、議員の皆さんとそれぞれ出席しました。

3月22日、平成29年第1回、日高村佐川町学校組合議会が招集され、出席しました。

提出されました議案は、条例案2件、予算案2件であり、いずれも原案どおり決定されました。平成29年度一般会計予算の総額は、1億4,989万1千円とするものです。

3月23日、町内各小学校から卒業式の御案内を受け、議員の皆さんとそれぞれ出席しました。

3月25日、黒岩中央保育所落成記念式典が開催され、皆さんと出席しました。

4月24日、平成29年度佐川町自治会長会総会並びに町政報告会が「かわせみ」において開催され、祝辞を申し上げてまいりました。

4月27日、平成29年度佐川町長寿大学入学式が「かわせみ」で行われ、祝辞を申し上げてまいりました。

4月28日、国道33号整備促進期成同盟会高知県協議会総会が「三翠園」で開催され、町長と出席しました。

5月12日、第35回佐川町赤十字奉仕団総会が「かわせみ」で行われ、祝辞を申し上げてまいりました。

5月19日、高幡町村議会議長会定期総会が越知町で開催され、事務局とで出席しました。提出されました議案は、平成28年度一般会計決算の認定、平成29年度の事業計画、一般会計予算でありました。いずれの議案も原案どおり決定されました。本年度の議員研修は、8月18日、四万十町で、開催されます。

5月21日に集落活動センターくろいわ、5月27日に集落活動センター加茂の里の開所式典及び祝賀会が開催され、皆さんと出席いたしました。知事を初め、県議、多数の関係者の出席のもと、地元住民とともにお祝いをいたしました。今後、それぞれの活動センターを拠点に展開される地域活動に期待をするものです。

5月30日、高吾北広域町村事務組合第2回定例会が招集され、出席しました。提出されました議案は条例改正案3件、人事案件1件の合計4件でありました。いずれも原案のとおり決定されました。人事案件では高吾北広域町村事務組合の監査委員に佐川町二ツ野の田村泰富氏が選任されました。

5月31日から2日間、東京の中野サンプラザホールにおいて、第42回町村議会議長・副議長研修会が開催され、副議長と事務局長とで出席しました。研修会では、地方自治総合研究所の今井照主任研

究員の「大震災における自治体と議会の使命」と題した講演を聞き、その後、全国の議会活性化先進地事例報告、最後に新潟県立大学準教授の田口一博氏から「議長・副議長のあり方」と題した講演を聞いてまいりました。

最後になりましたが、議会活性化の取り組みの一環として、平成25年度から議会懇談会を開催しており今年で5年目となりました。本年度も5月10日を皮切りに町内5地区で開催し、住民の皆さんから議会に対しての御意見を聞かせていただきました。今後、御意見を集約し、議会活動に役立てていきたいと考えています。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

町長（堀見和道君）

皆様おはようございます。本日は、議員の皆様方の御出席をいただき、平成29年6月佐川町議会定例会が開催できますことを厚く御礼を申し上げます。また、日ごろは町政運営につきまして御指導、御協力をいただきまして、改めて御礼を申し上げます。

それでは、開会に当たりまして、行政報告をさせていただきます。

初めに、体調不良により5月2日の臨時会を欠席しましたことにつきまして、この場をお借りして心からおわびを申し上げます。

先週、高知医療センターにおきまして、退院後の回復具合を確認するために診察を受けましたが、担当医師も驚くほど順調に回復しており、安心したところであります。

ただ、引き続き、お酒は控えるようにとの強い御指示がありましたので、調子に乗らず、お酒の席のつき合いが上手にできるよう気をつけていきたいと考えております。

さて、4月からさかわぐるぐるバスの実証運行を始めて、はや2カ月になります。運行に関しては、事故もなく安全に運行できていますことを事業者の皆様には感謝を申し上げます。

町民の皆様からは、喜びのお声や、運行ルートを少し変更することができないか、などの要望をいただいております。今後、検討を重ねる中で改善をしていきたいと考えております。

バスを利用していただき、集落活動センターに出かけたり、町なか買い物に出かけたり、人とのつながりを増やすことで、一人でも多くの町民の方々に笑顔になっていただき、健康で幸せな日々を送っていただきたいと思います。思っております。

3月4日から高知県下でスタートした志国高知 幕末維新博は、佐川町でも順調に観光客が増えており、青山文庫を訪れた方々も展示内容には大変満足していただいております。

観光協会では、土日のみではありますが、地乳ミルク担々うどんの提供を始め、さらには地乳ミルクソフトクリームの販売も始めており、それぞれ売れ行きも順調のようであります。

また、5月24日には上町に新しい飲食店もオープンし、町内外から新しい人の流れができて、上町全体でにぎわっている様子が伝わってくる感じがしております。今後も、岡山からのバスツアーが頻繁に佐川町を訪れていただける話も聞いております。

佐川くろがねの会を初め、観光に携わっていただいている皆様のおかげで、観光分野で佐川町の幸せなまちづくりが広がっておりますことを心から感謝を申し上げます。

続きまして、各課の所管事項について、これまでの行政報告と重複する内容もございしますが、報告をさせていただきます。

初めに、チーム佐川推進課の所管事項でございます。

まず、さかわぐるぐるバスの実証運行について報告いたします。

実証運行は、斗賀野、尾川、黒岩、加茂のそれぞれの地区から佐川地区の中心部を結ぶ10路線、佐川地区の中心部を循環する1路線の合計11路線で、本年4月から9月までの予定で実施しております。

10月からの本格運行では3台のコミュニティーバスで運行する予定ですが、実証運行の段階では1台による運行となっており、4地区と佐川地区を結ぶ10路線については、偶数月と奇数月で5路線ずつに分け、2カ月で全路線が運行できる方法で実施しております。

運行体制は、町内のタクシー事業者への業務委託としており、4月、5月はしまさきハイヤー、6月、7月は近藤ハイヤー、8月、9月は明神観光ハイヤーに運行をお願いしております。

また、受託業者には、1カ月ごとに乗客数と運賃額を町に報告し、運賃収入を納入するよう義務づけており、4月の実績は、乗客総数147人、運賃収入2万6,200円、5月の実績は、乗客総数194人、運賃収入3万6,900円となっております。

実証運行期間はもとより、10月から予定しております本格運行においても、運転手が記録した日報や乗客数などのデータを分析する

とともに、住民の方々からいただいた意見も参考にしながら、適宜、運行体系の見直しを行い、町民にとって利用しやすい公共交通網にしていきたいと思いますと考えております。

ぜひ、議員の皆様におかれましても、さかわぐるぐるバスを利用していただき、お気づきの点がありましたら、御意見などをいただきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

次に、第5次佐川町総合計画の取り組みについて報告いたします。

4月9日に、チーム佐川の日のイベントを開催し、別冊みんなで作る総合計画に掲載されております25のアクションに取り組んでいる団体の方々を表彰いたしました。

表彰された団体は、まちまるごと植物園部門として牧野公園はなもりC-L O V E、まじめに、おもしろい地域の日部門として尾川地区活性化協議会、ふるさと学部門として高知県立佐川高等学校、佐川の踊り子部門として瑞応の盆踊り保存会、そして、みんなの情報発信局部門としてN P O法人佐川くろがねの会の5団体であります。

このうち、牧野公園はなもりC-L O V Eが、総合計画審議会委員の投票によって、全部門を通じたチーム佐川大賞に選ばれました。

今後も、毎年4月の第2日曜日をチームさかわの日として、日ごろから活動されている団体や個人の方を表彰するイベントを行うことで、町民みんなで楽しみながらまちづくりが進められる機運を醸成していきたいと考えております。

次に、集落活動センター事業について報告いたします。

加茂地区、黒岩地区の集落活動センターにつきましては、両施設とともに、本年3月末に工事が完成し、地域での取り組みが既に始まっております。

5月21日には黒岩地区で、27日には加茂地区で、それぞれ知事をお迎えし、オープンセレモニーが開催され、多くの住民の方々に参加をいただき、順調なスタートが切れたのではないかと考えております。

今後とも、集落活動センターを拠点として、地域独自の活動がますます活発になることを期待しております。また、斗賀野地区の集落活動センターにつきましては、本年3月に着工し、9月末の完成予定で工事が順調に進んでおります。

次に、観光事業について報告いたします。

上町地区周辺では、本年3月4日の志国高知 幕末維新博の開幕に合わせ、青山文庫の改修を初め、竹村分家旧竹村呉服店を活用した趣のある雑貨店の移転オープン、周辺施設の展示充実や駐車場の整備などが進み、歴史と文教のまちとしてだけでなく、佐川町らしい落ち着いた観光地としての魅力がさらにアップいたしました。

昨年度の観光客数は、上町地区で約2万2千人となっており、地質館の入館者数約1万3,500人と合わせ、合計約3万5,500人となっております。平成27年度の約3万2千人と比較しますと約10%の増加となり、受け入れ体制の充実とともに、観光客数は着実に延びてきております。

幕末維新博開幕後の本年3月、4月の上町地区の入り込み客数は6,436人となっており、昨年度の6,112人に比べ324人の増加となっております。また、ゴールデンウィーク期間中の青山文庫の入館者数が昨年度の2.8倍に増えるなど、本年度は幕末維新博の効果によって、さらに多くの方が佐川町に訪れることが予想されます。

この流れを一過性のものとせず、継続して多くの方に佐川町を訪れていただけるよう、さらに、観光資源の磨き上げや周遊コースの設定に取り組むとともに、佐川町の魅力を町内外に発信し、官・民が一体となって観光振興を図ってまいります。

次に、牧野公園の整備について報告いたします。

牧野公園では、町民の方々に楽しんでいただきながらみんなで育てる公園を目指しており、その一環として毎週水曜日に行っております公園整備のボランティア作業に多くの方の参加をいただいております。

昨年度のボランティア参加人数は、延べ592人となり、平成27年度と比較しますと200人以上も増えております。高知市から参加する方もおられ、植物を中心とした輪が町内はもとより広域的な広がりを見せております。

また、散策会や植栽会といったイベントの参加者数も、合計4回の開催で、延べ150人にのぼっており、そのほか観光や散策に公園へ訪れる方も確実に増えてきております。

本年度は、300種以上となりました牧野博士ゆかりの植物を、ボランティアの方々とともに育てながら、幕末維新博とも連携し、公園の娯楽性や利便性をさらに高めることで、観光資源としても充実を図ることとしております。

次に、地域おこし協力隊について報告いたします。

地域おこし協力隊につきましては、本年度に入り新たに 10 名の隊員が着任しましたが、5 名が退任し、6 月 1 日現在 28 名の隊員が、それぞれの業務において精力的に活動しております。業務の内訳を申しますと、自伐型林業に 12 名、農業担い手に 6 名、観光振興に 2 名、ものづくりに 6 名、アートでの地域活性化に 2 名となっております。

本年度中には、自伐型林業の隊員 1 名が退任いたしますが、退任後は佐川町に定住し、林業を含めた仕事をしていく予定となっております。今後も、隊員には地域に溶け込み、地域の方々と一緒になって、各分野の事業を推進するとともに、地域の活性化に資する人材となることを期待しております。

次に、ものづくり推進事業について報告いたします。

ものづくり推進事業の拠点として設置しておりますさかわ発明ラボは、文化センターから役場前の西森歯科跡に移転し、4 月 28 日に新たにオープンいたしました。引き続き、ものづくりの楽しさを体験していただくワークショップやデジタルファブリケーションの技術を習得していただく講習会を開催するとともに、多くの方々にレーザーカッターなど最新の機器を使っただけけるよう、工夫を凝らした取り組みを進めてまいります。

さらに、学校教育や観光事業との連携や、独自の商品開発にも力を入れていきたいと考えております。

次に、移住促進事業について報告いたします。

昨年度の移住相談件数は 159 件あり、そのうち 30 名が移住しております。年々、相談件数が増えておりますが、中でも空き家の相談が最も多く、引き続き、空き家バンクの充実や移住用住宅の整備を進めていくため、各地区の集落支援員とも連携し、空き家の掘り起こしを進めていきたいと考えております。

なお、旧四電社宅の移住促進住宅 5 棟につきましては、全て入居済みとなっております。

次に、総務課の所管事項でございます。

まず、自主防災組織の設立状況について報告いたします。

昨年度は、台住及び源重・薬師堂で新たに組織が立ち上がり、本年 4 月 1 日現在の組織率は 94.5%、組織数は 92 となっております。今後も引き続き、組織率 100%を目標に、自主防災組織連絡協議会

と連携を図りながら、設立されていない自治会への働きかけを行っていきたいと考えております。

次に、防災まちづくりサロンの取り組みについて報告いたします。

家庭における防災力の向上を図る防災まちづくりサロンにつきましては、昨年度は31の自主防災組織で開催し、555名の方々に参加をいただきました。

サロンでは、台風時の避難の必要性について、あらかじめ決めておくこと、地震の揺れから身を守る対策を講じておくことなど、避難行動計画シートを使用しながら考えていただきました。本年度も引き続き実施してまいりますので、お住まいの地域で開催の折には、議員の皆様を初め多くの方々の参加をよろしくお願いいたします。

次に、防災かまどベンチの取り組みについて報告いたします。

平成27年9月定例会におきまして、松浦議員から御質問があり、事業化について検討を進めておりました防災かまどベンチにつきましては、昨年度より事業を開始しております。

事業の概要としましては、町が材料を支給し、自主防災組織の方々が、かまどベンチを製作するというもので、昨年度は中本町で2基、青去で1基が完成しております。基礎づくりやレンガ積み、座板づくりなど、作業を共同で行うことにより地域の皆様のきずながより深まるとともに、災害時には、炊き出し用のかまどとして共助の一端を担う設備ができました。

この取り組みにつきましては、御要望があります自主防災組織に対し、本年度も引き続き実施してまいりますので、活用いただければと考えております。

次に、南海トラフ地震対策の取り組みについて報告いたします。

地震発生時には、道路の寸断などにより避難所への経路が断たれ、行政職員が駆けつけられない事態も想定されます。そうした状況の中でも、大切な命をつないでいくためには、地域の皆様が避難所の開設や運営を行うことができるように事前に準備をしておく必要があります。

この取り組みの1つとしまして、昨年度、近隣の方々が黒岩小学校を避難所として、開設、運営するための手引きとなる避難所運営マニュアルを作成いたしました。作成に当たっては、マニュアルの内容について検討いただくため、自主防災組織の代表者や民生委員、PTA役員などから構成される避難所準備委員会を立ち上げ、開設

の仕方や運営方法のルールなどについて、委員会を3回開催し、貴重な御意見や多くの御提案をいただき、実行性あるマニュアルを作成することができました。本年度は、黒岩中学校、尾川小中学校で避難所運営マニュアルの作成を進めることとしております。

また、地震発生時などの応急期には、避難所、医療救護所、物資の集積拠点、遺体安置・検案所、仮設住宅の建設用地といった多様な機能が必要となります。これらの候補地について、昨年度、応急期に的確な対応ができるよう、各機能の配置を定めた、佐川町南海トラフ地震応急期機能配置計画を策定いたしました。

策定に当たっては、地震発生後の時間経過に応じて、それぞれの機能に必要な用地、施設の選定を特に入念に行っており、この計画により応急期の応急対策や復興対策を着実かつ円滑に進めることができるものと考えております。

次に、税務課の所管事項でございます。

平成29年度の固定資産税、軽自動車税、個人住民税の納税通知書の発送について報告いたします。

固定資産税につきましては、4月3日に発送いたしまして、件数にして7,168件、課税額は4億6,666万3,600円となっております。軽自動車税は、5月9日に発送いたしまして、件数にして8,958件、課税額は5,537万8,300円となっております。また、個人住民税につきましては、給与特別徴収に係る分を5月12日に、普通徴収及び年金特別徴収に係る分を6月1日にそれぞれ発送いたしまして、件数にして5,858件、町民税の課税額は4億4,552万6,100円となっております。

なお、給与特別徴収の税額決定通知書には、個人番号の記載を控えております。

次に、町民課の所管事項でございます。

国民健康保険事業における特定健診の受診率につきましては、平成28年度末の暫定値ではありますが、40.05%となっており、平成27年度の実績値38.81%を1.24ポイント上回っております。

本年度におきましても、受診率のさらなる向上を目指し、一人でも多くの被保険者の皆様に受診していただけるよう、受診機会の確保と受診勧奨に向けた取り組みを引き続き進めていきたいと考えております。

町民の皆様におかれましても、御家族や御近所同士での声かけ、

誘い合いなどにより積極的に受診していただき、疾病予防や健康増進につなげていただきますよう、御協力をお願いいたします。

次に、健康福祉課の所管事項でございます。

まず、本年度策定する3つの計画の進捗状況について報告いたします。

1つ目は、平成30年度から3年間を計画期間とする佐川町高齢者福祉計画・介護保険事業計画であります。この計画は、高齢者に関する福祉施策をはじめ、生きがいつくりや支え合いの地域づくり、生活環境づくりなど関連施策の方向性を明らかにするもので、現在、計画の基礎資料とするため、要介護認定を受けていない65歳以上の約4,100人を対象として、生活圈域ニーズ調査を実施しているところであります。

今後、この調査結果を踏まえ、佐川町の実情に合った計画づくりに反映してまいりますので、住民の皆様には、より多くの回答をお願いしたいと考えております。

2つ目は、平成30年度から3年間を計画期間とする第5期佐川町障害福祉計画の策定であります。

この計画は、障害者施策の基本的方向性と具体的な取り組みについて定めるとともに、障害福祉サービス等の具体的な数値目標とその達成方策を明らかにするもので、今後、障害福祉に携わる関係団体等へのヒアリング調査などを通じて、計画の策定に向けた作業を進めてまいります。

これら2つの計画策定の支援をしていただく業者につきましては、3月27日に指名型プロポーザルを実施し、選考の結果、高知市のジェイエムシー株式会社に決定しております。

3つ目は、第3次地域福祉アクションプランの策定であります。

計画期間につきましては、これまでの5年間とするのか、前述の2つの計画期間を考慮し変更するのか、本年度中に予定されている社会福祉法の改正等、国の動向を見きわめながら、協議を重ね、決定することとしております。

この計画は、市町村の地域福祉の推進に関する事項を定める地域福祉計画と地域住民や福祉活動を行う民間団体の自主的な福祉活動を中心とした活動を推進するために、社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画を一体的に策定するもので、計画の名称が従来の地域福祉計画・地域福祉活動計画から地域福祉アクションプランに変

更となります。

今後、町内5地区にあります、みんなで福祉のまちづくり委員会を中心に関係機関と協議や検討を重ね、住民の皆様が地域福祉に取り組める具体的な内容となるよう、計画の策定作業を進めてまいります。

次に、第2期佐川町健康増進計画・食育推進計画について報告いたします。

この計画は、町民みんなが、生涯にわたり健やかで幸せに暮らせることを目的に、本年度から5年間を計画期間として、昨年度策定いたしました。

計画の進行管理と評価は、住民や関係団体、有識者等で構成される佐川町健康づくり推進委員会で行うこととしており、さらに推進委員会の下部組織として、健康づくりや食育に関する専門部会を設置し、計画、実行、評価、改善のサイクルが確実に回るよう、具体的な取り組みの進捗状況の評価や点検を実施してまいります。

5月11日には、第1回の専門部会を開催し、計画の4本柱である食生活、運動、健診・疾病予防、こころ、の各専門部会の具体的な取り組みや、各部会が連携し実施できるような取り組みなどについて協議をいたしました。

今月下旬には、第1回の健康づくり推進委員会の開催を予定しており、今後も、地域・学校・職域・関係団体と連携を図りながら、健康づくりと食育に関する取り組みを進めてまいります。

また、本計画の概要版「チームでつくろう さかわの健幸」を広報5月号とあわせ全戸配布し、計画の内容について町民の皆様にお知らせをしてあります。

次に、セット健診について報告いたします。

健康福祉センターかわせみで、毎年6月、9月、11月に特定健診とがん検診をセットで行うセット健診を実施しております。

既に締め切っておりますが、6月分の申し込み状況を申し上げますと、合計5日間の特定健診での申し込み人数は564人となっております。昨年の522人を42人上回っております。かわせみでのセット健診は、9月と11月にも予定しており、こちらはまだ申し込みを受け付けております。また、特定健診は、各医療機関でも実施しており、町内では高北病院、清和病院、西森医院で受診できるようになっております。

特定健診、がん検診とあわせまして、町民の皆様には健康を自分のこととして、まずは、健診を年に1回は必ず受けていただきますよう、改めてお願いいたします。

次に、産業建設課の所管事項でございます。

まず、自伐型林業について報告いたします。

現在、自伐型林業の施業の場を確保するため、民有林の地権者と長期の管理契約を締結し、山林の集約化を進めております。

本年度は、新たに加茂地区において、集約する場所や範囲など、地域の方々と協議しながら、計画を進めてまいりたいと考えております。また、本年度からウッドスタート事業に取り組むこととしております。

ウッドスタートとは、町産材を使用し、町内の木工職人が新生児向けのおもちゃを製作し、それを出生時にプレゼントするもので、県内では、越知町に次いで2例目となる予定であります。

感性豊かな乳幼児期に、におい、さわり心地、味わいなど、五感にほどよい刺激を与える木のおもちゃをプレゼントすることで、子供のころから木と親しみ、木と触れ合い、木に学び、木が好きな人を育てるという、いわゆる木育の一環としての取り組みを進めてまいります。

次に、新規就農者支援及び担い手・後継者確保の取り組みについて報告いたします。

昨年度、青年就農給付金経営開始型の事業を利用し、新たに就農された方は、ピーマン1名、ショウガ2名となっております。また、トマト農家で研修をされていた方も、3月にその期間を終え、4月から同事業を利用し、新たに就農され、ともに経営安定に向けて農業に取り組まれております。

本年度も新たに農業の担い手として地域おこし協力隊3名の採用が決定しており、トマト1名、ショウガ2名の方がそれぞれ3年後の就農に向け、受け入れ農家のもとで研修を行うこととなっております。

今後ともホームページや移住相談会、就農相談会などの機会を活用するなど、関係機関と連携しながら、新規就農者、担い手の確保に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、J A コスモス ニラそぐりセンターについて報告いたします。

町の基幹作物であるニラについて、近年、I・Uターンによる新規就農者が増えてきており、また経営規模拡大を考えている農業者もみられ、今後、出荷量の増加が見込まれております。その一方で、刈り取り後の調整・結束作業を行うそぐり手の雇用確保に苦慮しており、そぐり手不足の解消が課題となっております。

このため、JAコスモスが事業実施主体となり、国の、強い農業づくり交付金を活用し、永野にあるJA集出荷場2階に、ニラの調整作業施設として、そぐり機2台、計量結束機1台等の整備を進めておりました。本年3月に完成し、現在は出荷量の増加する9月の本格稼働に向けて、試験稼働をしているところであります。

今回の施設整備により、生産者の栽培管理時間が増えることにより、品質の向上や安定出荷による出荷量の増加が見込まれ、就農意欲の向上にも繋がるものと考えております。

次に、霧生関防災拠点施設（仮称）整備工事について報告いたします。

昨年6月より、大型ヘリの離発着場や自衛隊、警察災害派遣隊及び緊急消防救助隊の宿营地などに活用できる施設として整備を進めておりました工事が、先月31日に完成いたしました。今後は、救急搬送時におけるドクターヘリの離発着場として利用するとともに、30年以内に70%程度の確率で発生すると言われていた南海トラフ地震など、大規模な災害が発生したときには、被災地への救命活動や救援物資の搬送など、復旧支援活動の拠点として活用していきたいと考えております。

次に、住宅耐震化支援事業について報告いたします。

昨年度の実績につきましては、耐震診断92件、耐震設計39件、耐震改修23件となっております。平成27年度と比べ、診断が4.4倍、設計が3.5倍、改修が2.6倍と大きく伸びております。本年度も、広報・啓発活動を初め、防災まちづくりサロンとの連携や戸別訪問を実施するなど、住宅耐震化に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、水道事業について報告いたします。

本年度より5年間をかけて、町内中心部の老朽化した基幹水道管路を耐震管に布設がえすることとしており、本年度は、中桐踏み切りから町内への約200メートル区間を施工する予定としております。

主要な幹線道路であることから、工事による通行への影響も想定されますが、南海トラフ地震などの災害に備え、水道施設の強靱化

を目的とした事業でありますので、工事の影響を最小限に抑えるよう配慮し、関係者の御理解をいただきながら着実に進めてまいりますので、御協力をお願いいたします。

また、猿丸配水池及び室原水源管理棟の耐震診断も実施するなど、他の水道施設につきましても、災害時のライフライン確保に向けて、計画的に耐震化、強靱化を進めていくこととしております。

次に、国土調査課の所管事項でございます。

平成 29 年度の調査対象地区であります、甲、乙、永野、二ツ野、四ツ白地区の関係者、合計 448 名を対象とする説明会を、5 月 13 日、14 日の 2 日間かけて 4 回開催し、資料の受け取りのみの方を含め合計 125 名の方に参加いただきました。

説明会では、地籍調査の概要、必要性、事業の効果、実施の手順、事前杭打ちの方法、これからの調査の日程等について説明させていただき、本調査への立ち会いを確実に行っていただきますよう、御協力をお願いいたしました。

次に、教育委員会の所管事項でございます。

まず、全国学力・学習状況調査について報告いたします。

平成 29 年度全国学力・学習状況調査が 4 月 18 日に実施され、町内の小学校 6 年生 90 名と中学校 3 年生 90 名が参加いたしました。この調査は、児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てるものであります。

本町の昨年度の調査結果につきましては、全ての教科において改善傾向が見られ、ほぼ全国並みか、全国を上回る学力となっております。本年度につきましては、調査実施後、各校において直ちに自校採点を実施しており、確定したデータではありませんが、多くの教科において、昨年度を下回る厳しい状況となっております。

今後、各校では回答分析を進め、当面、この分析結果に基づき課題を整理し、個々に応じた指導方法の工夫改善などに取り組むこととしております。

なお、正確な調査結果につきましては、文部科学省が採点業務を委託している業者から、教育委員会と各校に 8 月下旬には送付されることとなっておりますので、改めまして 9 月定例会において報告をさせていただきます。

次に、青山文庫における志国高知 幕末維新博への対応について報

告いたします。

志国高知 幕末維新博の地域会場であります青山文庫において、開幕日の3月4日から5月28日まで、春の企画展として、志士たちの遺墨～田中光顕の思い～を開催いたしました。

この企画展では、これまで長い期間は展示できなかった坂本龍馬の手紙を初めとする本物の維新志士のコレクションを、新たに購入しました温度・湿度管理ができるエアタイトケースで展示し、大変好評をいただいております。

入館者数も大幅に増加しており、3月、4月の2カ月間では、前年同時期の1.7倍の1,726人、またゴールデンウィーク期間中の4月29日から5月7日までの9日間では、昨年同時期の2.8倍の539人となっております。

引き続き、夏の企画展を6月3日から8月27日まで開催することとしており、今後とも本物志向のニーズに対応した企画展などを順次展開し、上町地区に県内外から多くの観光客を誘致する取り組みを進めてまいります。

次に、加茂小中学校への給食提供について報告いたします。

本年4月から加茂小中学校へ給食を提供するため、昨年度、給食センターの増改築工事や必要な調理器具、食器類、配送車の購入に加え、調理員1名の採用を行うなど、準備を進めてまいりました。

現在、両校合わせて約180食の給食を新たに購入した配送車で提供しておりますが、特にトラブルもなく、まずは順調なスタートとなっております。今後、給食センター運営委員会の委員として、新たに加茂小中学校の校長とPTA代表が、それぞれ1名就任していただくこととなっておりますので、御意見もお聞きしながら、引き続き、安全・安心な学校給食の提供に努めてまいります。

最後に、高北病院の所管事項でございます。

まず、医師確保について報告いたします。

現在、4月から3カ月間の任期で聖マリアンナ医科大学から内科医師1名が派遣されており、6月末で任期が満了するところですが、引き続き、7月からも3カ月間、後任の内科医師1名を派遣していただけることが決定しております。

次に、外来患者に対するサービス向上の取り組みについて報告いたします。

サービス向上の一環としまして、5月8日から外来待合ホールに

新たに電光掲示板を設置し、外来情報を表示できるようにしました。

この掲示板は、40 インチのディスプレイに 14 種類の外来患者への文字情報、またその間に上町地区の歴史的建造物などの画像を表示し、14 分で一回りするようになっております。

外来患者を番号でお呼びし、電光掲示板に診察順にその番号を表示することにつきましては、電光掲示板と電子カルテを連動する必要があり、実施に向けて、現在、当院の電子カルテ・リプレイス対策会の中で議論しているところであります。

今後とも、患者に対するサービス向上を図りながら、地域の皆様から信頼され愛される病院経営に努めてまいりますので、引き続き、病院事業に一層の御支援、御協力をお願い申し上げます。

以上、各課所管事項について報告をさせていただきました。

本定例会に提出いたしました付議事件は、報告が 2 件、議案が 7 件となっております。

何とぞ、慎重なる御審議の上、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（藤原健祐君）

日程第 5、陳情について、を議題にします。

本日までに受理した陳情は、お手元に配付しました陳情文書表のとおりです。受理番号 1 は、総務文教常任委員会に付託します。

日程第 6、報告第 7 号、平成 28 年度佐川町一般会計繰越明許費繰越計算書について、

日程第 7、報告第 8 号、平成 28 年度佐川町一般会計継続費通次繰越計算書について、

以上、2 件を一括議題とします。

提出者の報告を願います。

町長（堀見和道君）

それでは、報告事件について御説明申し上げます。

報告第 7 号、平成 28 年度佐川町一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、一般会計の繰越明許費に係る経費として、総額 5 億 4,205 万 5,688 円を翌年度に繰り越したことを、地方自治法施行令第 146 条第 2 項に基づき、報告するものであります。

報告第 8 号、平成 28 年度佐川町一般会計継続費通次繰越計算書につきましては、一般会計の継続費に係る経費として、総額 256 万 6 千円を翌年度に繰り越したことを、地方自治法施行令第 145 条第

1 項に基づき、報告するものであります。

以上でございます。

議長（藤原健祐君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

日程第 8、議案第 53 号、平成 29 年度佐川町一般会計補正予算（第 1 号）から、日程第 14、議案第 59 号、物品購入契約について、まで、以上 7 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

それでは、提出議案について御説明申し上げます。

議案第 53 号、平成 29 年度佐川町一般会計補正予算（第 1 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 3,894 万 9 千円を追加し、総額を、歳入歳出それぞれ 65 億 6,331 万 4 千円とするものであります。

議案第 54 号、平成 29 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 18 万 2 千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ 19 億 9,924 万 3 千円とするものであります。

議案第 55 号、平成 29 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 728 万 7 千円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ 18 億 6,673 万円とするものであります。

議案第 56 号、平成 29 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 7 万 8 千円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ 2 億 3,559 万円とするものであります。

議案第 57 号、佐川町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例の制定につきましては、佐川小学校で実施しています放課後児童クラブにおきまして、夏休みの期間のみ児童を受け入れる場合の保護者負担金につきまして、条例の一部を改正するものであります。

議案第 58 号、字の区域及び名称の変更につきましては、平成 26 年度及び 28 年度の現地調査において大字内で同名字があることから、管理や利用に不便があるため字の名称を変更するものであります。

議案第 59 号、物品購入契約につきましては、戸籍総合システム運用機器更新のための物品購入契約締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の方法は随意契約、契約金額は 896 万 4 千円、契約の相手方は、大阪市西区土佐堀二丁目 2 番 17 号、富士ゼロックスシステムサービス株式会社、営業本部、公共システム営業事業部関西支店、支店長足立孝之でございます。

以上が、本定例会に提案させていただく付議事件でございます。各議案の詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、どうかよろしくお願いいたします。

総務課長（麻田正志君）

おはようございます。それでは私からは議案第 53 号、平成 29 年度佐川町一般会計補正予算（第 1 号）の説明をさせていただきます。今回の補正につきましては、給料や職員手当、共済費などに増減が発生しておりますけれど、これは 4 月の人事異動や国準拠となったこと、また臨時職員厚生年金等、掛け金の率に変更されたことにより人件費の補正でありまして、その分につきましては説明を省略させていただきます。

それでは、主な補正予算につきまして、歳出のほうから説明をさせていただきます。

10 ページ、11 ページをお開きください。

2 款、1 項、3 目財産管理費、15 節工事請負費の老朽町営住宅撤去工事の 237 万 6 千円は、老朽町営住宅住みかえ事業を進めていくに当たり、単独住宅中本町団地の解体工事を、当初 3 棟と見込み予算計上しておりましたけれど、4 月に 1 名が退去したために 1 棟を追加するものなどになっております。

続きまして 12 ページ、13 ページをお開きください。

2 款、1 項、5 目電子計算費、14 節使用料及び賃借料のシステム使用料の 228 万 4 千円は、高知県情報セキュリティクラウドを利用するためのオプション利用料となっております。

続きまして、14 ページ、15 ページをお開きください。

一番下の段になります。3 款、1 項、8 目介護保険特別会計操出金の△280 万円は、介護給付費や職員給与費等繰入金などの減額によるものとなっております。

続きまして、16 ページ、17 ページをお開きください。

これも下のほうの表になります。4 款、1 項、5 目他会計操出金の国保特別会計操出金の△425 万 6 千円は、国保特別会計におきまして、国保広域化に伴うシステム改修費が国庫補助の対象となることによる国庫補助金の増額に伴いまして、事務費繰入金などを減額するものとなっております。

続きまして、18 ページ、19 ページをお開きください。

こちら、中ほどになります。5 款、1 項、3 目農業振興費、19 節負担金・補助及び交付金の野生鳥獣に強い町づくり事業費補助金の 256 万 7 千円は、本年 4 月より施行された野生鳥獣に強い県づくり事業費補助金を活用いたしまして、施設の老朽化等により休止状態となっております佐川射撃場を再開させるためのもので、事業費への補助金ということになっております。

20 ページ、21 ページをお開きください。

6 款、1 項、1 目商工振興費、11 節需要費の消耗品費の 154 万につきましては、観光クラスタ関連といたしまして観光案内所の照明、マップ、パンフ棚等や各地区施設、周遊促進案内板を購入するもの、またガイド養成関連といたしまして、ポータブルマイク、制服などを購入するものとなっております。19 節にあります負担金の減額は、それぞれの経費に組み替えをするものということになっております。

その下のほうの 13 節委託料のさかわ発明ラボ耐震診断・設計委託料 162 万円と、15 節工事請負費のさかわ発明ラボ耐震改修工事請負費の 1,100 万円は、さかわ発明ラボ移転に伴います建物の第 2 期耐震診断改修工事となっております。

同じく 15 節工事請負費の牧野公園石垣修繕工事の 153 万 9 千円は、牧野公園内の道路に面した老朽化した石垣が、現在大きく膨らみ崩壊しそうな状態であるため、台風時期等の前に修繕をし、安全対策を講じるものとなっております。

22 ページ、23 ページをお開きください。

こちらのほうが一番下の段になります。9 款、1 項、4 目学校組

合費の日高村佐川町学校組合加茂小中学校組合負担金の 288 万 5 千円は、L G W A N 対応等にかかる費用につきまして、学校組合予算の 6 月補正による負担金の増額となっております。

続きまして 24 ページ、25 ページをお開きください。

一番上の段になります。2 項、3 目放課後児童対策費、15 節工事請負費の放課後児童クラブ施設整備工事の 73 万 7 千円は、当初予算時に予定しておりましたナウマンクラブの教室が変更となりまして、エアコン設置工事費、調理台新設工事費の修正があったことによるものとなっております。

次、中ほどの段になります。

4 項、6 目文化振興費、13 節委託料の仏像燻蒸委託料の 70 万 2 千円は、黒岩台住地区から台住阿弥陀堂にある木造阿弥陀如来座像につきまして、地区住民の高齢化のため、管理が難しいという理由で、寄託の申し入れがあり、保管するに当たり仏像の燻蒸をするものです。またこれにあわせまして、現在、文化センターで保管しております県指定文化財の木造阿弥陀如来座像、木造薬師如来像もあわせて行うものとなっております。

26 ページ、27 ページをお開きください。

真ん中の表になります。5 項、1 目保健体育総務費、13 節委託料のテニスコート整備関係委託料の 713 万 6 千円は、佐川町民テニスコートの増設と駐車場を整備するための測量設計業務を委託するものです。

以上で歳出の説明は終わらせていただきます。続きまして歳入の説明をさせていただきます。

8 ページ、9 ページをお開きください。

一番上の表になります。11 款、2 項、5 目農林水産業負担金の野生鳥獣に強い県づくり事業費補助金負担金の 57 万円は、先ほどの歳出で説明をいたしました佐川射撃場を再開させるための事業費の負担金ということになっております。事業費の 4 分の 1 を佐川町、越知町、仁淀川町で負担するもので、ここに上げております歳入は、越知町、仁淀川町の負担金分ということになっております。

その下の表の 13 款、2 項、8 目総務費国庫補助金の地方創生推進交付金の 350 万円は、自伐型林業を核とした雇用創出と地域活性化事業にかかる交付金になっております。

その 2 段下の表になります。14 款、2 項、4 目農林水産業費県補

助金の野生鳥獣に強い県づくり事業費補助金の 171 万 1 千円は、先ほどの負担金と同様に、佐川射撃場を再開させるための事業費の県の負担補助金となっております。こちらのほうは、事業費の 2 分の 1 を補助するものということになっております。

一番下の表になります。17 款、1 項、1 目財政調整基金繰入金の 3,314 万 3 千円は、今回の補正におきます歳入の不足額を財政調整基金から繰り入れを行うものということになっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

町民課長（和田強君）

皆さん、おはようございます。それでは、私のほうから議案第 54 号、平成 29 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）の説明をさせていただきます。

補正予算書の事項別明細書の 10 ページ、11 ページをお開きください。

歳出です。まず、上の表をごらんください。1 款、1 項、1 目一般管理費の 2 節給料、3 節職員手当等につきましては、平成 26 年 4 月に高知県が初任給基準を 3 号引き上げたことに合わせて、佐川町においても、平成 26 年 4 月昇級時に初任給基準アップに伴う在職者調整を行っておりますが、本年度から職員給与が国準拠となったため、この在職者調整はなかったこととなります。当初予算では、在職者調整を含めたままで昇級を見込んだ額を予算化していましたが、在職者調整を含まない形で昇級を行ったため、給与額が当初額予算時点より減っております。そのことに伴い、給料、職員手当等の各節に補正を行い、それぞれ、10 万 9 千円、6 万 7 千円の減額補正を行うものです。

なお、4 節共済費につきましては、職員共済費の掛け率が増加したことにより 5 万 5 千円の増額補正を行うものです。また 13 節委託料につきましては、平成 29 年度 8 月施行の高額療養費制度改正に伴うシステム改修委託料として 29 万 2 千円を計上させていただいております。

次に、下の表をごらんください。

1 款、2 項、1 目賦課徴収費の 4 節共済費につきましては、職員共済費の掛け率が 4 月以降増加したことにより 1 万 1 千円の増額補正を行うものです。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

ページ戻りまして、8 ページ、9 ページをお開きください。

まず上の表をごらんください。3 款、2 項、4 目国民健康保険制度関係補助金、1 節国民健康保険制度関係補助金につきましては、当初予算に計上させていただいております平成 30 年度国保広域化に伴うシステム改修費に対して、平成 29 年度国民健康保険制度関係業務準備事業費国庫補助金により、補助対象となる旨の通知があったことにより、443 万 8 千円の増額補正を行うものです。

その下の表をごらんください。9 款、1 項、1 目一般会計繰入金、2 節職員給与費等繰入金につきましては、先に御説明いたしました歳出予算の給与額に係る減額相当額である 11 万の減額補正を行うものです。

また、5 節事務費繰入金につきましては、先に御説明いたしました歳出予算の高額療養費制度改正に伴うシステム改修委託料相当額の 29 万 2 千円の増額と、この上の表にあります国民健康保険制度関係業務準備事業費国庫補助金相当額の 443 万 8 千円の減額の合計である 414 万 6 千円の減額補正を行うものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

健康福祉課長（田村秀明君）

皆さん、おはようございます。私のほうから、議案第 55 号、平成 29 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）の御説明をいたします。今回の補正予算の主な内容は、4 月の人事異動に伴い職員配置が確定したことと介護保険制度改正に伴う給付費の組み替えとなっております。

まず歳出でございます。12 ページ、13 ページのほうをお開きください。

一番上になりますが、1 款、1 項、1 目一般管理費、右側になりますが、2 節から 4 節は人事異動による 155 万円の減額とその下の 12 節役務費は、公用車の廃車手数料の 5 千円を補正計上しております。

次の 2 款、2 項、1 目介護予防サービス給付費の 1,560 万円の減額は、介護保険の制度改正に伴う組み替えとなっております。これは、要支援 1、2 の認定を受けている者のうち、訪問介護及び通所介護を利用している者の支給方法が、介護予防給付費から総合事業へ移行することに伴います組み替えとなっております。

次の 3 款、2 項、1 目総務費は、人事異動による 207 万 4 千円の

減額となっております。

その下の3款、3項、1目介護予防・生活支援サービス事業費の1,560万円の増額は、先ほどの介護予防サービス給付費からの組み替えとなっております。その下の2目介護予防ケアマネジメント事業費の15万1千円の減額と、次の14ページ、15ページの3款、4項、1目の一般介護予防事業費の2節から4節の370万2千円の減額は人事異動によるものです。その下の14節使用料及び賃借料は、ふれあいサロンの会場使用料12万円を補正計上しております。

一番下の3款、5項、1目審査支払手数料は、先ほどの組み替えの総合事業に対する国保連合会に支払う手数料として6万5千円の補正計上をしております。

続きまして、歳入でございますが、8ページ、9ページのほうをお開きください。

先ほど説明いたしました人件費の増減などに伴いまして、各項目間で国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金の増減を行っております。その関係で増減がっております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

町民課長（和田強君）

続きまして私のほうから、議案第56号、平成29年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明をさせていただきます。

補正予算書の事項別明細書の10ページ、11ページをお開きください。

歳出です。1款、1項、1目一般管理費の2節給料、3節職員手当等につきましては、本年度、職員給与が県準拠から国準拠になったことに伴い、給料、職員手当等の各節に補正を行い、それぞれ5万4千円、3万2千円の減額を行うものです。なお、4節共済費につきましては、掛け率が増加したことにより8千円の増額補正を行うものです。

続きまして歳入の説明をさせていただきます。

ページ、戻りまして8ページ、9ページをお開きください。

歳入です。3款、1項、1目職員給与費等繰入金、1節職員給与費等繰入金につきましては、先ほど御説明いたしました歳出予算の給与等にかかる減額相当額である7万8千円の減額補正を行うものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

教育次長（片岡雄司君）

おはようございます。それでは私は、議案第 57 号、佐川町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明をさせていただきます。

本条例につきましては、佐川小学校で実施をしております放課後児童健全育成事業、放課後児童クラブナウマンクラブにおきまして、夏休み期間のみ児童を受け入れる場合の児童 1 人当たりの保護者の月額負担金を追加するものでございます。

参考資料 議案第 57 号関係をごらんいただきたいと思います。

条例の新旧対照表で、左が現行で、右が改正（案）とさせていただいております。内容は、第 7 条第 2 項の保護者負担金を今回別表 1 に明記をさせていただいております。保護者の負担金につきましては、変更はしておりません。また新たに、第 7 条に第 3 項としまして、夏休み期間のみ入会する児童につきまして、別表第 2 に明記をさせていただいております。この表の保護者負担金額につきましては、7 月が月額 3,500 円、8 月が月額 1 万 500 円と定めております。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行することとしております。どうぞよろしくお願いいたします。

国土調査課長（廣田郁雄君）

おはようございます。私のほうから議案第 58 号、字の区域及び名称の変更についての詳細を御説明させていただきます。配付しております議案第 58 号関係資料により御説明をいたします。資料は上から、変更理由書、2 枚目位置図、3 枚目は字名変更地区の公図を添付しております。

1 枚目をお願いします。

変更理由書。変更前、大字乙、字西久保。地番区域、乙 1509 番～乙 1519 番、乙 1521 番～乙 1524 番、乙 1526 番 1～乙 1530 番 2、乙 1533 番～乙 1535 番 2。変更案、大字乙、字下西久保。変更理由は、平成 26 年度と平成 28 年度における地籍調査において、同じ大字乙内に同じ字名があることにより、土地の管理、利用の不便が生じるため、平成 28 年度調査地区を変更するものです。

次のページをお開きください。

位置図で、図面の下側に平成 26 年度に調査を行った岡崎地区の

字西久保があります。図面の上側にも平成 28 年度に調査を行った虎杖野地区に字西久保がありますので、こちらを下西久保に変更します。

3 ページ目をごらんください。

参考に、字名変更の対象となる虎杖野地区の西久保の公図を添付しております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

町民課長（和田強君）

それでは、私のほうから議案第 59 号、物品購入契約につきまして説明させていただきます。

議案第 59 号、物品購入契約の締結につきましては、戸籍総合システム運用機器更新のための機器等購入にかかる物品の購入契約締結について、議会の議決を求めるものでございます。

現在、町民課では、富士ゼロックスシステムサービス株式会社が提供いたします戸籍総合システムを利用し、戸籍簿の管理や戸籍の記載、戸籍謄抄本や附票の発行などの戸籍事務を行っておりますが、このシステムで使用しております機器につきましては、5 年間の保守期間が本年 9 月末で契約満了となっております。機器メーカーでは、5 年を経過した機器が故障した場合には、部品の供給がないことで修理が遅れたり、修理そのものできなくなるなどにより、保守サービスの中止や見直しを行っている状況にあります。

そのため、現在の機器をそのまま継続利用し、故障した場合は、直ちに業務に支障を来すことが考えられるため、このたび、これらの機器の更新をするものでございます。

契約の方法につきましては、地方自治法施行令第 167 条の 2、第 1 項、第 2 号、競争入札に適しないものにより、富士ゼロックスシステムサービス株式会社との随意契約とするものです。

理由といたしましては 3 点ございます。

まず 1 点目は、現行の富士ゼロックスシステムサービス株式会社が提供する戸籍システムを継続して利用することで、正確で安定した戸籍業務を行うことができます。

現在のシステムは、平成 19 年 9 月の戸籍の電子化以降 10 年余り使用しておりますが、その間、富士ゼロックスシステムサービス株式会社の設置するサポートセンターにおいて、機器及びシステムの保守及びトラブル解消について一括対応されています。障害が起こ

った場合にも迅速な対応が行われており、少なくとも過去7年間、1度もシステム障害が原因で事務処理が停滞したということはありませんでした。

また、サポートセンターでは、まれな内容の届け出があった場合など、戸籍への記載方法など、事務処理におけるサポートを受けることができております。そのため現在のシステムを継続使用することで、正確で安定した戸籍事務所理を行うことができます。

2点目は、現行の戸籍システムを継続使用することが、費用面、事務量の面でも有利になるという点でございます。

現在使用している戸籍総合システムには、電子化されている以前の改正原戸籍のデータと平成19年の戸籍簿電子化が始まって以降10年間にわたり佐川町に本籍を置く者の戸籍移動の内容が電子データとして蓄積されております。

この電子データを他社システムで活用するためには、現在のデータを法務局基準レイアウトに変換し、さらにその法務局基準データを他社の戸籍システムのデータレイアウトに変更した上で他社の新戸籍システムに取り込む必要があります。そのための費用が必要となります。その上、その新戸籍システムで全戸籍簿が正しく変換されているかの確認作業及び新システムの操作方法の取得が必要となり、また戸籍データ変換作業期間中に届け出のあった内容については、従来のシステムと新システム両方に入力するという二重の作業が必要となります。そのため、現行の富士ゼロックスシステムサービス株式会社が提供する戸籍システムを継続使用することが、費用面、事務量の面においても有利となります。

3点目は、安定的な業務を行うためには、富士ゼロックスシステムサービス株式会社の提供する戸籍システムを運用するための機器の購入先は富士ゼロックスシステムサービス株式会社である必要があるという点でございます。

更新する機器を富士ゼロックスシステムサービス株式会社以外の事業者より購入し、その機器を用いて現在の戸籍システムを運用した場合、障害が発生するとまずその原因が機器によるものなのか、システムプログラムによるものであるものかを特定し、その上で機器を購入した事業者もしくはシステムプログラムを提供した事業者いずれかに障害の解消依頼を行った上で解決を図ることになり、障害解消までに時間を要することになります。戸籍業務に

支障を来します。

一方、機器の購入等システム提供を同じ事業者とした場合、機器、プログラムのいずれが障害の原因であったとしても、一括して原因の究明、障害の解消が図れるため、迅速な対応が可能となり、より安定な業務を行うことが可能となります。そのため、更新する機器を購入する相手方として、戸籍システムを提供する富士ゼロックスシステムサービス株式会社とするものです。

次に、参考資料をごらんください。

ここには、整備をいたします各機器類の金額とその金額を記載しております。

2. 契約の相手方は、大阪市西区土佐堀二丁目2番17号、富士ゼロックスシステムサービス株式会社、営業本部、公共システム営業事業部、関西支店、支店長足立孝之。契約金額は896万4千円となっております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（藤原健祐君）

これで、議案第53号から議案第59号までの提案理由の説明を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議を、5日の午前9時とします。

本日は、これで散会します。

散会　　午前10時30分

